

債権管理会議要綱

(総則)

第 1 条 横須賀市債権管理条例施行規則（平成22年横須賀市規則第29号）第 6 条の規定に基づく債権管理会議（以下「会議」という。）の組織及び運営については、同規則に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項について検討し、又は決定する。

- (1) 債権管理の総括に関すること。
- (2) 債権管理の組織及び体制に関すること。
- (3) 債権管理に関する重要な方針に関すること。
- (4) その他債権管理に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 会議は、別表に掲げる職員を委員として組織する。

(委員長等)

第 4 条 会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、税務部長をもって充て、副委員長は、税務部納税課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第 6 条 会議に、特定の事項について専門的な検討を行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会の部会員は、委員長の指名する職員をもって充てる。

(部会長及び部会の会議)

第 7 条 部会に部会長を置き、部会員が互選する。

- 2 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。

3 第4条第3項及び第5条の規定は、部会長の職務及び部会の会議について準用する。

4 部会長は、部会において検討した事項を会議に報告しなければならない。
(庶務)

第8条 会議及び部会の庶務は、税務部納税課において行う。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

税務部長 税務部納税課長 市長室人権・ダイバーシティ推進課長 民生局福祉こども部生活支援課長 同福祉こども部介護保険課長 同福祉こども部子育て支援課長 同健康部市立病院課長 同健康部健康保険課長 同こども家庭支援センターこども給付課長 同こども家庭支援センター児童相談課長 環境部廃棄物対策課長 都市部市営住宅課長 建設部道路維持課長 同公園緑地課長 港湾部港営担当課長 上下水道局経営部経営料金課長 上下水道局技術部給排水課長 教育委員会事務局学校教育部支援教育課長 教育委員会事務局学校教育部学校食育課長